

元受文科人第50号
令和元年7月26日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長
放送大学学園理事長
殿

文部科学事務次官
藤原誠
(公印省略)

全国戦没者追悼式の実施について（通知）

このことについて、厚生労働事務次官から別紙のとおり通知がありました。
については、貴機関及び貴管下の学校その他の施設にあっては、この通知の趣旨に沿つてよろしくお取り計らい願います。
なお、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対し御周知願います。

【本件連絡先】
〒100-8959東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房人事課総務班
電話：03-5253-4111（内線2124）
FAX：03-6734-3610
E-mail：jinjisou@mext.go.jp



全国戦没者追悼式式次第（案）

午前 11時45分までに	参列者が式場に参集し、所定の位置につく。
午前 11時51分	開式。
次 に	天皇皇后両陛下が御臨席になる。
次 に	一同国歌を齊唱する。
次 に	内閣総理大臣が式辞を述べる。
次 に	天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。
次 (正午) に	一同黙とうを行う。
次 に	天皇陛下がおことばを述べられる。
次 に	衆議院議長が追悼の辞を述べる。
次 に	参議院議長が追悼の辞を述べる。
次 に	最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。
次 に	遺族代表が追悼の辞を述べる。
次 に	天皇皇后両陛下が御退席になる。
次 に	内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、遺族代表、青少年代表、参列来賓ならびに厚生労働大臣が花を献げる。
次 に	閉式。参列者が退出する。



「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔昭和57年4月13日
閣議決定〕

1 趣旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期日

毎年8月15日とする。

3 行事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和38年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和56年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。

